

京都市告示第157号

道路法第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成23年6月13日

京都市長 門川大作

整理 番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
1	山科大宅経 12号線	山科区大宅山田20番地地先 同町16番地地先		
2	山科竹鼻緯 16号線	山科区四ノ宮神田町33番地の3地先 同区竹鼻扇町6番地の4地先		

(建設局土木管理部道路明示課)